

下の表では、小中学校、義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を小中、県立高等学校（高知商業高等学校の定時制を含む。）及び県立特別支援学校を県立とする。

退職時の職	暫定再任用の職（任用の可能性のある職）	
	小中	県立
校長	主幹教諭、指導教諭、 <u>教諭</u> ※2	<u>主幹教諭</u> 、教諭 ※1
副校長（県立のみ）		<u>主幹教諭</u> 、教諭 ※1
教頭	主幹教諭、指導教諭、 <u>教諭</u> ※2	<u>主幹教諭</u> 、教諭 ※1
主幹教諭	主幹教諭、 <u>教諭</u> ※2	主幹教諭、教諭
指導教諭（小中のみ）	指導教諭、 <u>教諭</u> ※2	
教諭	<u>教諭</u> ※2	教諭
養護教諭	養護教諭	養護教諭
栄養教諭	栄養教諭	栄養教諭
講師、主任実習助手、実習助手 （県立のみ）		実習助手
主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員 （県立のみ）		寄宿舎指導員
事務長（2等級）		3等級事務長、主幹
事務長（3等級）	事務長、総括主任、主幹	3等級事務長、主幹
総括主任（小中のみ）	総括主任、主幹	
学校事務職員（主任、主幹）	主幹	主幹
行政職（県立のみ）		土佐海援丸の船員等
学校栄養職員（主任、主幹）	主幹	主幹
技能職員（県立のみ）		技師（甲板員を含む。）
上記全ての職		高知県教育委員会事務局等職員

※1 県立学校における管理職からの暫定再任用の主幹教諭は、授業時間数を少なく抑え、当該学校の実態に応じて主に校務分掌や学年団の連携・調整による学校組織マネジメントの強化、教職員の授業力・指導力の向上、児童生徒支援のための指導・助言による人材育成、地域・学校間連携の推進等の業務を担当することとなります。

※2 小中学校、義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校における暫定再任用の教諭は、メンター制における研修コーディネーター、小学校専科指導、指導方法工夫改善、児童生徒支援等の加配教員としての業務を担当する場合があります。